

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧		新	
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用		第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～（略） (10)	（略）	(1) ～（略） (10)	（略）
(11) 複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用（単身&かぞく応援割）	当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。	(11) 複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用（単身&かぞく応援割）	<u>ア</u> 当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。 <u>イ</u> <u>複数同時利用申出に係る利用料金の割引は、新たに申し込むことができません。</u>
(12) ～（略） (22)	（略）	(12) ～（略） (22)	（略）

料金表別表4 複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引」とは、2の契約者回線からなる契約者回線グループ（以下、「同時利用契約者回線グループ」といいます。）の代表 I P通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係るすべての I P通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定又は廃止の請求を行う者をいいます。以下この表において同じとします。）から申出があった場合は、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料（料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この表において同じとします。）の合計額について、ウに規定する額（以下この表において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ （略） ウ （略） エ （略）
(2) 承諾	当社は、代表 I P通信網契約者から (1)欄に規定する割引の申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

料金表別表4 複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引」とは、2の契約者回線からなる契約者回線グループ（以下、「同時利用契約者回線グループ」といいます。）の代表 I P通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係るすべての I P通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定又は廃止の請求を行う者をいいます。以下この表において同じとします。）からの<u>申出により</u>、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料（料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この表において同じとします。）の合計額について、ウに規定する額（以下この表において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ （略） ウ （略） エ （略）
(2) 削除	<u>削除</u>

新旧対照

旧		新	
	ア 代表 I P 通信網契約者から同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線に係る I P 通信網契約者に関する氏名及び住所等の情報について、当社へ通知があったとき。 イ 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるものであって、その契約者の名義が個人であるとき。 ウ 同時利用契約者回線グループがメニュー 5 - 1 に係る契約者回線のみで構成されていないとき。 エ 代表 I P 通信網契約者が、メニュー 5 に係る利用料金について支払うことを現に怠っていない又は怠るおそれがないとき。		
(3) 割引の適用	ア (略) イ (略) ウ 当社は、この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、この割引の適用を廃止します。 (ア) 代表 I P 通信網契約者から(1)欄に規定する利用料金の減額の適用の廃止の申出があった場合。 (イ) (1)欄の規定によりこの代表 I P 通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表 I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わない場合。 (ウ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線について、I P 通信網契約の解除、割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があった場合。 (エ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に I P 通信網サービス利用権の譲渡があった場合。 (オ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に係る I P 通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があった場合。 <u>(カ) (2)欄のイ又はウに規定する条件を満たさなくなった場合。</u>	(3) 割引の適用	ア (略) イ (略) ウ 当社は、この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、この割引の適用を廃止します。 (ア) 代表 I P 通信網契約者から(1)欄に規定する利用料金の減額の適用の廃止の申出があったとき。 (イ) (1)欄の規定によりこの代表 I P 通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表 I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ウ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線について、I P 通信網契約の解除、割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があったとき。 (エ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に I P 通信網サービス利用権の譲渡があったとき。 (オ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に係る I P 通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があったとき。 <u>(カ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるものでなくなったとき又はその契約者の名義が個人でなくなったとき。</u> <u>(キ) 同時利用契約者回線グループがメニュー 5 - 1 に係る契約者回線のみで構成されるとき。</u>
(4) その他の適用	(略)	(4) その他の適用	(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年10月22日東経営第000200000411号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年11月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の申出があった場合は、令和 6 年11月30日までに当社がこの割引の提供を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線の設置工事を行ったものに限り、その割引を適用します。